

Ⅱ-⑧ 令和2年度 陸上貨物誘致事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、阪神港におけるコンテナ貨物取扱個数の増大および外航定期コンテナ航路の維持・拡大を図ることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

阪神港もしくは西日本諸港と国内事業所の間を陸上輸送される外貿コンテナ貨物であって、陸上ルートにおいて、トラック、鉄道等を利用して阪神港もしくは西日本諸港に輸送され、阪神港で直接船舶への揚げまたは積みを行う事業を対象とします。また、下記いずれかの要件を満たすことが必要となります。

- ① 令和2年1月以降に、国内他港を利用していた外貿コンテナ貨物を、新たに阪神港利用に転換または新規に輸出入を行う事業（ただし、令和元年度当事業の委託を受けていない事業である事。また、令和2年1月～3月に輸送された貨物は委託対象外とします。）
- ② 令和2年1月以降に、リーファーコンテナ等を利用して農林水産物・食品等を国内から阪神港へ集貨する事業（ただし、令和元年度当事業の委託を受けていない事業である事。また、令和2年1月～3月に輸送された貨物は委託対象外とします。）
- ③ 当事業を受けて、平成26年度以降に阪神港利用に転換または新規に輸出入を行ったコンテナ貨物であって、令和2年度の輸送貨物量が、平成26年度から令和元年度の6年間における輸送実績のうち最も高い年度の実績と比べて増加が見込まれる事業
- ④ 令和元年度中に阪神港利用に転換または新規に輸出入を行ったコンテナ貨物であって、令和2年度の輸送貨物量が令和元年度と比べて増加が見込まれる事業（ただし、令和元年度当事業の委託を受けていない事業である事。）
- ⑤ 当社が実荷主として確認できた事業者であって、その事業者が取扱うコンテナ貨物の総量のうち、阪神港を経由する貨物について、昨年度に比して増加が見込まれる事業。

なお、当事業の対象は実入りコンテナのみとし、委託対象となる貨物（新規・転換・増加）で年間50TEU以上の取扱いが見込まれる事業とします。また、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

(2) 委託対象者

コンテナ貨物の「輸送依頼者」と「輸送事業者」による共同提案を条件とします。

「輸送依頼者」：輸送事業者にコンテナ輸送を依頼した者

（例）荷主、フォワーダー（混載事業者も含む）など

「輸送事業者」：輸送依頼者からコンテナ輸送を受託し、コンテナ輸送を主体的に行う者
(例)フォワーダーなど

※輸送事業者は、法令に基づいた輸送事業等にかかる免許・資格を有する事

※「輸送依頼者」と「輸送事業者」は共同で責任を持って事業計画提案書を策定し、貨物の内容やその量、輸送計画について相互に合意されていなければなりません。

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託します。

業務委託料については、下記の目安となる単価をもとに協議を行い決定します。

ただし、年間事業実績が「目標輸送貨物量」に満たない場合、または委託期間内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除または変更のうえ、業務委託料のお支払いが出来ない場合がございますので、ご留意下さい。

○目安となる単価：1 TEU あたり 5,000 円

※リーファーコンテナを利用して農林水産物・食品等を国内から阪神港へ集貨、輸出する事業に限り、1 TEU より申請が可能です。また目安となる単価は、1 TEU あたり 7,000 円となります。

※業務委託料の上限は1事業につき500万円とします。

(4) 提出書類

【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書（様式1 ⑧陸上貨物支援事業）
- ② 提案事業者の会社概要（様式2 共通）
- ③ 事業計画の提案にかかる申立書（様式3 ⑧陸上貨物支援事業）
- ④ その他提案内容の確認を目的に当社が必要と認める資料

【事業完了時】

- ① 事業実績報告書（様式4 ⑧陸上貨物支援事業）
- ② その他事業実績の確認を目的に当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項Ⅱ)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課

☎078-855-3206（直通）

ホームページ <http://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp